

はじめに

いじめは、心豊かで安全・安心な社会をつくるための学校を含めた社会全体の課題であり、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

本校では、「いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要」という国の基本方針を踏まえ、生徒一人ひとりが、心豊かで健全な毎日を過ごすことができる「いじめのない学校」を実現するため、以下の方針を策定します。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第28条第1項より）。

また、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。」とされている（愛知県いじめ防止基本方針より）。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等のための対策により、全ての生徒が集団の中に居場所ができるよう、良好な人間関係づくりに努めます。全ての教育活動を通して、学校の内外を問わず、いじめを絶対に許さない、見過ごさないようにします。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるように、対策を推進します。そして、いじめ問題について、保護者へ情報発信や連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深めます。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 学校の取組

- ・ 早期にいじめのサインに気付けるよう、生徒との信頼関係を構築できるように努めます。
- ・ 生活のきまりや学校や学級のルールを守るなどの規範意識を定着させます。
- ・ 話し合い活動を活発にし、相手の立場を思いやるコミュニケーション力の育成に努めます。
- ・ 特別の教科道德の授業や体験活動等の充実を図り、生徒が互いに認め合う場をつくりまします。
- ・ 人権教育や情報モラル教育の実践を通して、正しい判断力の育成に努めます。

イ 保護者への依頼

- ・ いじめを行うことがないよう、自他の命を大切にす心や他を思いやる心を育ててください。
- ・ 挨拶の励行や、日頃から子どもとの積極的な会話を心掛けるようお願いします。
- ・ 寂しさやストレス等、心の変化を見逃さないよう子どもの行動をよく観察してください。
- ・ 保護者自身が契約者として与えた携帯電話、スマホ、タブレット端末、インターネット、ゲーム等の使用について、約束事をしっかり決めてください。

- ・ SNS を利用する際のルール決めや、ネットいじめ・誹謗中傷の早期発見に努めてください。

(2) いじめの早期発見

ア 学校の取組 「教職員がいじめに対する認識を深める」

- ・ 放課や給食時の観察などから、集団から離れて一人である生徒には、声かけをします。
- ・ 定期的なアンケート調査や個別面談により、情報収集を行います。
- ・ 生徒が相談しやすい環境を整え、教育相談体制の充実を図ります。

イ 保護者への依頼 「いじめから守るための適切な措置を学校と連携して行う」

- ・ 子どもの観察や、心の変化を見逃さないように心掛けてください。
- ・ 子どもの持ち物や家庭内の金品に気を配り、紛失や増加に注意してください。
- ・ 服装の汚れや乱れ、見覚えのないけが等がないか確認をお願いします。

(3) いじめへの対処（重大事態の発生を防ぐために）

- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ・不登校対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、直ちに、いじめを受けたとされる生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護するとともに、保護者に事実関係を明確に伝え、その過程を教育委員会に報告します。
- ・ いじめ・不登校対策委員会において事実関係を確認の上、組織としての対応方針を決定し、いじめを受けたとされる生徒を徹底して守り通します。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめを受けたとされる生徒及びいじめを行ったとされる生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に向けて継続的に指導します。
- ・ いじめを行ったとされる生徒の保護者に対しては、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、適切な対応に努めます。また、事案によってはスクールロイヤーとも連携します。
- ・ 最終的には、3か月後を目安に、いじめを受けたとされる生徒及びその保護者にその後の状況を確認した上で、いじめが解消されたか否かの判断をします。

4 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けたとされる生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行ったとされる生徒の保護者に対する助言を行います。

5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けたとされる生徒の保護を第一に、いじめを行ったとされる生徒に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒（謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む）を加えることがあります。

6 教育委員会や関係機関との連携（重大事態に対して）

- (1) いじめにより生徒の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑い（第1項第1号）や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（第1項第2号）があるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会と連携し、その後の対応などを協議します。
- (2) 重大事態でいう、「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受けたとされる生徒の状況に着目して判断します。例えば、以下のようなものが想定されます。
 - ・ 生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (3) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命や身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。